

## 7. 税金について

1 所得税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容		所得税額を算定する際に、所得から所得控除として次の区分により一定額が控除されます。					
区 分	等 級	身 体 障 害		知 的 障 害		精 神 障 害	
		1・2 級	3～6 級	※知能指数		1級 程度	左記 以外
				重度	中軽度		
納 税 者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
被扶養者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	

注意 (※知能指数 重度：A1 中軽度：A2、B1、B2)

- 1 特別障害者に該当する被扶養者と同居している場合は、控除額に加算があります。
- 2 各控除額については税務署または市役所税務課までお問い合わせください。

窓 口	諏訪税務署 TEL 52-1390 市役所 税務課 市民税係 TEL 72-2101 内線172・173・174
-----	---

2 市県民税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容		市県民税額を算定する際に、所得から所得控除として次の区分により一定額が控除されます。					
区 分	等 級	身 体 障 害		知 的 障 害		精 神 障 害	
		1・2 級	3～6 級	※知能指数		1級 程度	左記 以外
				重度	中軽度		
納 税 者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
被扶養者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	

注意 (※知能指数 重度：A1 中軽度：A2、B1、B2)

- 1 特別障害者に該当する被扶養者と同居している場合は、控除額に加算があります。
- 2 各控除額については市役所税務課までお問い合わせください。
- 3 納税者が障害者に該当する場合、合計所得金額が125万円以下の方は市県民税は非課税となります。

窓 口	市役所 税務課 市民税係 TEL 72-2101 内線172・173・174
-----	--

### 3 普通自動車の自動車税・自動車取得税の減免

内 容 次の場合、自動車税、自動車取得税が減免されます。(上限額があります)

区 分	所有者(名義人)	運 転 者	条 件
身体障害者 18歳以上	本 人	本 人	身体障害者本人が運転するもの
	本 人	同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
	本 人	日常的介護者 (障害者等のみで 構成される世帯の 者に限る)	身体障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
身体障害者 18歳未満	同一生計者	同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
知的障害者	本 人	本 人	知的障害者本人が運転するもの
	本 人	同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
	本 人	日常的介護者 (同上)	知的障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
精神障害者	本 人	本 人	精神障害者本人が運転するもの
	本 人	同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
	本 人	日常的介護者 (同上)	精神障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの

(注) 上記は制度の概略ですので、詳しくは諏訪地方事務所税務課までお問い合わせください。

使用方法による制限

身体障害者の方等と生計を一にする方が運転する場合、自動車の使用方法は以下の場合に限られます。

- (1) 身体障害者の方等の学校や施設等への送迎に専ら使用する。
- (2) 身体障害者の方等の通院に専ら使用する。
- (3) 身体障害者の方等の仕事に専ら使用する。
- (4) 身体障害者の方等の日常生活の必要のため使用する。

対象者			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	身体障害者	視覚	●	●	●	●			
		聴覚		●	●				
		平衡			●				
		音声			○				
		上肢	●	●					
		下肢	●	●	●	○	○	○	
		体幹	●	●	●		○		
		脳原性	上肢	●	●				
			移動	●	●	●	○	○	○
		内部障害	●		●				
		免疫機能障害	●	●	●				
		肝機能障害	●	●	●				
	知的障害者	療育手帳A1又はA2の交付を受けている者							
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者								
申請期限	<b>{自動車取得税}</b> 自動車取得税申告書提出日(自動車の登録の日が原則)から30日以内								
	<b>{自動車税}</b>								
	○4月1日以前に条件が整っている方				4月1日から自動車税の納期限7日前まで				
	○年度の途中で身体障害者手帳の交付をうけられた方				手帳の交付日から30日以内				
	○年度の途中で自動車を新規登録された方で、すでに減免を受けている自動車の名義変更または抹消登録が済んでいる方、及び新規に減免を受けられる方				新たに減免を受ける自動車の登録があった日から30日以内				
○減免を受けている自動車を買い替え新しい自動車の登録後、減免を受けていた自動車を抹消した場合				抹消登録した日から30日以内					

- 1 ●は、同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象となります。  
2 ○は、本人が運転する場合に限られます。  
3 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限ります。

手 続	○手続に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書(諏訪地方事務所税務課にあります) ・申請者の印鑑(認め印)</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳(原本)</li> <li>・運転する方の免許証(原本又はコピー) ・車検証(原本又はコピー)</li> </ul> ※生計を一にする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する「同一生計証明書」が必要です
窓 口	南信県税事務所 諏訪事務所 TEL 57-2905

#### 4 軽自動車税・軽自動車の自動車取得税の減免

内 容	前項の普通自動車の自動車税・自動車取得税の内容と同じです。 ただし、1人の障害者について1台とし、普通車との重複はできません。
対 象 者	前項の普通自動車の自動車税・自動車取得税の内容と同じです。
申請期限	{ <b>軽自動車税</b> } 軽自動車税の納付期限の7日前まで { <b>軽自動車の自動車取得税</b> } 自動車取得税申告書提出日(自動車の登録の日が原則)から30日以内
手 続	○手続に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書(茅野市役所税務課にあります) ・申請者の印鑑(認め印)</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳</li> <li>・運転する方の免許証(原本) ・車検証(原本)</li> <li>・個人番号カードまたは通知カード</li> </ul> ※生計を一にする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する「同一生計証明書」が必要です。
窓 口	市役所 税務課 諸税係 TEL 72-2101 内線180 ※軽自動車の自動車取得税については 南信県税事務所 諏訪事務所

#### 5 相続税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)

内 容	相続人が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。	
対象者及び控除額	障 害 程 度	控 除 額
	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度	20万円×(85才に達するまでの年数)
	身障手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害2級以下	10万円×(85才に達するまでの年数)
窓 口	諏訪税務署 TEL 52-1390	

<b>6 贈与税の非課税</b> (身体障害者・知的障害者・精神障害者)	
内 容	特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。
対 象 者	・身体障害者手帳1・2級の者 ・療育手帳A1・A2の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級程度の者
窓 口	信託銀行等

<b>7 事業税の非課税</b> (重度視覚障害者)	
内 容	両眼の視力を喪失した方及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障害者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税となっています。
窓 口	諏訪地方事務所 税務課 TEL 53-6000

<b>8 利子等の非課税 (障害者マル優)</b> (身体障害者・知的障害者・精神障害者)	
内 容	一定の手続により、預け入れた預貯金・少額貯蓄及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
対 象 者	・身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給理由とする年金を受けている者 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)を受けている者
窓 口	銀行、証券会社等

## 8. その他の制度

1 鉄道運賃の割引		(身体障害者・知的障害者)	
内 容	次の場合に割引されます。		
対 象 者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介 護 者	第2種身体障害者 第2種知的障害者	肢体不自由児施設 知的障害児者施設 等の入所児者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車船する場合 (単独の場合、片道営業キロ数が100kmをこえる区間)	単独で乗車船する場合	単独又は介助者とともに乗車船する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車船する場合 (12歳未満の障害者の場合、介護者のみが対象)	12才未満の障害者が介護者とともに乗車船する場合	
回数乗車券	介護者とともに乗車船する場合		
急行券	介護者とともに乗車船する場合		
割 引 率	50%		
手 続	<p>身体障害者手帳又は療育手帳、指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。</p> <p>※ただし、上記については、JR各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。</p>		
窓 口	乗車券発売窓口		

## 2 バス運賃の割引

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

内 容	次のとおり割引されます。		
	区 分	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	単独で乗車する場合		5割引
	介護者とともに乗車する場合		
(定期乗車券・貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。)			
対 象 者	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 (精神障害者保健福祉手帳所持者については各会社の判断によります) ・指定救護施設入所者で、その施設の代表者の発行する割引証の提出者  ※介護者の必要性については各会社（又は運転手）の判断によります。		
手 続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。		
窓 口	乗車券発売窓口		

## 3 タクシー運賃の割引

(身体障害者・知的障害者)

内 容	タクシー運賃が10%割引になります。 (相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象です) ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です。		
対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者		
手 続	運転者に手帳を呈示してください。		
窓 口	長野県タクシー協会、各タクシー会社		

4 航空旅客運賃の割引 (身体障害者・知的障害者)			
内 容	<p>各航空会社又は路線によって割引率は異なります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適 用 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(1) 12歳以上の第1種身体障害者及び第1種知的障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用。</p> <p>(2) 12歳以上の第2種身体障害者及び第2種知的障害者が単独で乗る場合。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	適 用 範 囲	<p>(1) 12歳以上の第1種身体障害者及び第1種知的障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用。</p> <p>(2) 12歳以上の第2種身体障害者及び第2種知的障害者が単独で乗る場合。</p>
適 用 範 囲			
<p>(1) 12歳以上の第1種身体障害者及び第1種知的障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用。</p> <p>(2) 12歳以上の第2種身体障害者及び第2種知的障害者が単独で乗る場合。</p>			
対 象 者	<p>(1) 12歳以上の第1種身体障害者手帳保持者又は第1種知的障害者(療育手帳A1・A2所持者)</p> <p>(2) 12歳以上の第2種身体障害者手帳保持者又は第2種知的障害者(療育手帳B1・B2所持者)</p>		
手 続	窓口において手帳を呈示してください。		
窓 口	各航空会社窓口		

5 携帯電話基本使用料等の割引 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)	
内 容	<p>基本使用料、通話料等が割引されます。 (割引方法、割引率等は、各社によって異なります)</p>
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、いずれかの手帳交付を受けている者
手 続 き	各社取扱店窓口に、手帳を呈示してください。
窓 口	各社取扱店



## 6 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

内 容	次のとおり割引されます。(ETC利用も同様です)		
対 象 者	全ての身体障害者	第1種身体障害者 第1種知的障害者	
適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合	
自 動 車 の 範 囲	身体障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車。	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車。 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有する車。	
割 引 率	50%以内の割引		
手 続	<p>割引を受けるためには、事前の登録が必要です。</p> <p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳又は療育手帳</li> <li>・自動車検査証又は軽自動車届出済証</li> <li>・運転免許証(障害者本人が運転する場合)</li> </ul> <p>※ETCを利用する場合さらに、次の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETCカード(障害者本人名義のもの)</li> <li>・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)</li> </ul>		
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部)</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>		

## 7 NHK受信料の免除・減免

内 容	次に該当する場合、受信料が全額又は半額免除になります。	
	全 額 免 除	半 額 免 除
	身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税。	契約者が世帯主で、次の障害程度に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚、聴覚障害 1級～6級</li> <li>・ 上記以外の障害 1級・2級</li> <li>・ 重度の知的障害 A1</li> <li>・ 重度の精神障害 1級</li> </ul>
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> ・ 印鑑	
窓 口	○ 保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○ 地域福祉課 障害福祉係	

## 8 点字郵便物等の無料扱い

（重度視覚障害者等）

内 容	点字郵便物、点字用紙及び視覚障害者用録音物の郵便料金が無料になります。
対 象 者	（1）重度の視覚障害者 （2）点字用紙及び視覚障害者用録音物については、指定視覚障害者施設の発受するものに限られます。
窓 口	郵便局

## 9 小包郵便物の減額

内 容	盲人用点字小包郵便物、身体障害者用書籍小包郵便物、聴覚障害者用小包郵便物の郵便料金が半額になります。
対 象 者	（1）身体障害者用書籍小包郵便物は、身体に重度の障害のある者と一定の図書館との間で発受されるものに限られます。 （2）聴覚障害者用小包郵便物は、聴覚障害者と郵政大臣の指定する聴覚障害者福祉施設との間で発受されるものに限られます。
窓 口	郵便局

## 10 青い鳥郵便はがきの無料配布

内 容	青い鳥郵便はがき（20枚）が無料で配布されます。
対 象 者	重度の身体障害者（1級又は2級）及び重度の知的障害者（療育手帳A）で配布希望者
申出期間	毎年4月～5月
申出の方法	お近くの郵便局に身体障害者手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入する。
窓 口	郵便局

## 11 NTT無料番号案内（ふれあい案内）

内 容	NTTの番号案内料の支払い免除手続きをした次の方に対しては、無料で番号案内がされます。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。
対 象 者	(1) 視覚障害者（1～6級） (2) 上肢及び体幹機能障害者（1～2級） (3) 療育手帳の保持者 (4) 精神障害者保健福祉手帳保持者 (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、視力障害（特別項症～第6項症）または上肢障害（特別項症～第2項症）の障害を有する者
申出の方法	営業窓口での申出または郵送による申出。
窓 口	NTT（TEL 0120-104174 受付9：00～17：00 土日祝日年末年始を除く）

## 12 NTTのファックスによるサービス

ファックスによる電話番号案内、電報受付、NTTサービスに関する問い合わせに対するファックス通話料が無料になります。

ファックスによるサービス	ファックス番号	取扱時間
電話番号案内 「NTTファックス104」 電話・ファックス番号の問い合わせをお受けします。 (月1回の案内には1番号60円、2回目以上は1番号90円または150円の番号案内料金がかかります。) 申込先 FAX 0120-43-3115	0120-00-0104	24時間
電報受付「NTTファックス115」 電報のお申し込みをお受けします。 (電報料金請求先電話番号確認のため事前登録が必要です。) 申込先 FAX 0120-43-3115	0120-78-9379	8:00～22:00
NTTサービス案内 「NTTふれあいファックス」 電話の移転、ご注文、故障などのご相談をはじめ、サービスのお問い合わせなど、NTTへのご相談をお受けします。	0120-20-1465	24時間

対象者 耳や言葉の不自由な方

窓口 上記FAX番号に問合せ  
 またはNTT (TEL0120-104174 受付9:00～17:00 土日祝日年末年始を除く)

### 13 郵便による不在者投票

<p>内 容</p>	<p>市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより郵便等による不在者投票ができます。 また「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等に自署できない場合は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができる代理記載制度もあります。</p>
<p>郵便等による不在者投票の対象者</p>	<p>身体障害者手帳            (1) 両下肢、体幹、移動機能の障害 1 級、2 級            (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1 級、3 級            (3) 免疫、肝臓の障害 1 級、2 級、3 級            戦傷病者手帳            (1) 両下肢、体幹の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症            (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症            介護保険の被保険者証            (1) 要介護 5</p>
<p>郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者</p>	<p>(上記、郵便等による不在者投票の対象者であって、なおかつ下記に該当する方)            身体障害者手帳            (1) 上肢、視覚の障害 1 級            戦傷病者手帳            (1) 上肢、視覚の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症</p>
<p>窓 口</p>	<p>○茅野市選挙管理委員会 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 2 1 2</p>

## 14 市内温泉施設利用料の免除

<p>内 容</p>	<p>茅野市内の下記温泉施設を利用するときには、手帳の提示により利用料が免除されます。</p> <p>&lt;施設名&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>アクアランド茅野</td> <td>(ちの263-4</td> <td>TEL 73-1890</td> <td>FAX 73-1891)</td> </tr> <tr> <td>河原温泉</td> <td>河原の湯 (泉野1616-2</td> <td>TEL 79-6162</td> <td>FAX 79-6169)</td> </tr> <tr> <td>金沢温泉</td> <td>金鶏の湯 (金沢2316-1</td> <td>TEL 82-1503</td> <td>FAX 82-1520)</td> </tr> <tr> <td>尖石温泉</td> <td>縄文の湯 (豊平4734-7821</td> <td>TEL 71-6080</td> <td>FAX 71-6110)</td> </tr> <tr> <td>玉宮温泉</td> <td>望岳の湯 (玉川6128-2</td> <td>TEL 82-8833</td> <td>FAX 82-8834)</td> </tr> <tr> <td>米沢温泉</td> <td>塩壺の湯 (米沢6845</td> <td>TEL 71-1655</td> <td>FAX 71-1656)</td> </tr> </table>	アクアランド茅野	(ちの263-4	TEL 73-1890	FAX 73-1891)	河原温泉	河原の湯 (泉野1616-2	TEL 79-6162	FAX 79-6169)	金沢温泉	金鶏の湯 (金沢2316-1	TEL 82-1503	FAX 82-1520)	尖石温泉	縄文の湯 (豊平4734-7821	TEL 71-6080	FAX 71-6110)	玉宮温泉	望岳の湯 (玉川6128-2	TEL 82-8833	FAX 82-8834)	米沢温泉	塩壺の湯 (米沢6845	TEL 71-1655	FAX 71-1656)
アクアランド茅野	(ちの263-4	TEL 73-1890	FAX 73-1891)																						
河原温泉	河原の湯 (泉野1616-2	TEL 79-6162	FAX 79-6169)																						
金沢温泉	金鶏の湯 (金沢2316-1	TEL 82-1503	FAX 82-1520)																						
尖石温泉	縄文の湯 (豊平4734-7821	TEL 71-6080	FAX 71-6110)																						
玉宮温泉	望岳の湯 (玉川6128-2	TEL 82-8833	FAX 82-8834)																						
米沢温泉	塩壺の湯 (米沢6845	TEL 71-1655	FAX 71-1656)																						
<p>対 象 者</p>	<p>&lt;免除対象者&gt;</p> <p>(1) 身体障害者手帳所持者  (2) 療育手帳所持者  (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>※ただし、手帳住所欄が茅野市の方に限ります。</p> <p>(4) 上記 (1) (2) (3) のうち、次に該当する方の介護者1名も免除になります。</p> <p>※ただし、障害者本人と同性の方に限ります。</p> <p>①身体障害者手帳 1種1級～1種4級所持者の介護者  ②療育手帳所持者(全員対象)の介護者  ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級所持者の介護者</p> <p>※アクアランド茅野のプール利用については、①②③該当の方の介護者2名、異性も免除になります。</p>																								
<p>窓 口</p>	<p>茅野市総合サービス株式会社  TEL 82-3382 FAX 82-3389</p>																								

## 15 運動公園内施設及び体育練成館使用料（利用料）の免除

内 容	<p>茅野市運動公園施設及び体育練成館を使用するときには、手帳の提示及び減免申請書の記入により使用料（利用料）が免除されます。</p> <p>プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給対象者は、こども課で発行する入場券の提示、または特別児童扶養手当証書の提示及び減免申請書の記入により利用料が免除されます。</p> <p>&lt;施設名&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>広場野球場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>屋内ゲートボール場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>相撲場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>バッティングセンター</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>野外音楽堂</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>SK8パーク</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>マレットゴルフ場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>焼肉広場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>体育練成館</td> <td>(塚原1-9-18</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-5815</td> <td>FAX 72-7161)</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ練習場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-5815</td> <td>FAX 72-7161)</td> </tr> <tr> <td>スケートセンター</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-5815</td> <td>FAX 72-7161)</td> </tr> </table>	広場野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	弓道場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	総合体育館	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	テニスコート	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	陸上競技場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	自由広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	屋内ゲートボール場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	相撲場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	バッティングセンター	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	野外音楽堂	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	SK8パーク	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	マレットゴルフ場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	焼肉広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	体育練成館	(塚原1-9-18	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	プール	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)	ゴルフ練習場	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)	スケートセンター	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)
広場野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
弓道場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
総合体育館	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
テニスコート	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
陸上競技場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
自由広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
屋内ゲートボール場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
相撲場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
バッティングセンター	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
野外音楽堂	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
SK8パーク	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
マレットゴルフ場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
焼肉広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
体育練成館	(塚原1-9-18	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																																						
プール	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)																																																																						
ゴルフ練習場	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)																																																																						
スケートセンター	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)																																																																						
対 象 者	<p>&lt;免除対象者&gt;</p> <p>個人使用の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者手帳所持者</li> <li>(2) 療育手帳所持者</li> <li>(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者</li> <li>(4) プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給対象者</li> <li>(5) 上記(1)(2)(3)(4)の引率者又は介護者1名</li> </ol> <p>※ただし、一緒に運動をされる場合は使用料（利用料）が掛かります。</p> <p>専用使用の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(6) 上記(1)(2)(3)が使用しようとする人数の過半数以上の場合</li> <li>(7) 1名の場合は上記(1)(2)(3)の本人並びに引率者及び介護者1名</li> </ol> <p>※ただし、一緒に運動をされる場合は使用料（利用料）が掛かります。</p>																																																																								

窓 口	<p>○プール、ゴルフ練習場、スケートセンターを除く施設 スポーツ健康課 TEL 7 2 - 8 3 9 9</p> <p>○プール、ゴルフ練習場、スケートセンター 株式会社パティネレジャー TEL 7 2 - 5 8 1 5</p> <p>○プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給対象者 こども課 こども・家庭支援係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 1 4</p>
--------	--



## 9. 特別支援学校

1 知的障害養護学校 <span style="float: right;">(知的障害児)</span>																																																	
内 容	知的障害児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。																																																
対 象 者	知的発達遅滞の児童・生徒で、養護学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。																																																
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪養護学校</td> <td>399-0211</td> <td>諏訪郡富士見町富士見11623-1</td> <td>0266-62-5600</td> </tr> <tr> <td>長野養護学校</td> <td>381-0041</td> <td>長野市徳間宮東1360</td> <td>026-296-8393</td> </tr> <tr> <td>松本養護学校</td> <td>390-1182</td> <td>松本市今井1535</td> <td>0263-59-2234</td> </tr> <tr> <td>松本養護信濃学園分室</td> <td>390-1401</td> <td>松本市波田4417-5</td> <td>0263-92-3000</td> </tr> <tr> <td>伊那養護学校</td> <td>399-4577</td> <td>伊那市西箕輪8274</td> <td>0265-72-2895</td> </tr> <tr> <td>上田養護学校</td> <td>386-0153</td> <td>上田市岩下462-1</td> <td>0268-35-2580</td> </tr> <tr> <td>飯田養護学校</td> <td>395-1101</td> <td>下伊那郡喬木村1396-2</td> <td>0265-33-3711</td> </tr> <tr> <td>安曇養護学校</td> <td>399-8602</td> <td>北安曇郡池田町会染6113-2</td> <td>0261-62-4920</td> </tr> <tr> <td>小諸養護学校</td> <td>384-0083</td> <td>小諸市市中原824-3</td> <td>0267-22-6300</td> </tr> <tr> <td>飯山養護学校</td> <td>389-2233</td> <td>飯山市野坂田220-1</td> <td>0269-67-2580</td> </tr> <tr> <td>木曾養護学校</td> <td>397-0001</td> <td>木曾郡木曾町福島1134-1</td> <td>0264-22-3553</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見11623-1	0266-62-5600	長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東1360	026-296-8393	松本養護学校	390-1182	松本市今井1535	0263-59-2234	松本養護信濃学園分室	390-1401	松本市波田4417-5	0263-92-3000	伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪8274	0265-72-2895	上田養護学校	386-0153	上田市岩下462-1	0268-35-2580	飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村1396-2	0265-33-3711	安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染6113-2	0261-62-4920	小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原824-3	0267-22-6300	飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田220-1	0269-67-2580	木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島1134-1	0264-22-3553
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話																																														
諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見11623-1	0266-62-5600																																														
長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東1360	026-296-8393																																														
松本養護学校	390-1182	松本市今井1535	0263-59-2234																																														
松本養護信濃学園分室	390-1401	松本市波田4417-5	0263-92-3000																																														
伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪8274	0265-72-2895																																														
上田養護学校	386-0153	上田市岩下462-1	0268-35-2580																																														
飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村1396-2	0265-33-3711																																														
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染6113-2	0261-62-4920																																														
小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原824-3	0267-22-6300																																														
飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田220-1	0269-67-2580																																														
木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島1134-1	0264-22-3553																																														
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4																																																

2 肢体不自由養護学校 <span style="float: right;">(肢体不自由児)</span>													
内 容	肢体不自由児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。												
対 象 者	体幹、上肢、下肢等に障害のある児童・生徒で養護学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。												
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花田養護学校</td> <td>393-0093</td> <td>諏訪郡下諏訪町社花田6525-1</td> <td>0266-28-3033</td> </tr> <tr> <td>稲荷山養護学校</td> <td>387-0022</td> <td>千曲市野高場1795</td> <td>026-272-2068</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	0266-28-3033	稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場1795	026-272-2068
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話										
花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	0266-28-3033										
稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場1795	026-272-2068										
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4												

3 盲学校		(視覚障害児)													
内 容	<p>視覚障害児のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。</p> <p>高等部保健医療科、専攻科医療科においては、あんま、マッサージ、指圧、はり、灸の知識、技能の習得に必要な教育を行います。</p>														
対 象 者	<p>視覚障害のある幼児・児童・生徒で、盲学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。</p>														
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野盲学校</td> <td>381-0014</td> <td>長野市北尾張部321</td> <td>026-243-7789</td> </tr> <tr> <td>松本盲学校</td> <td>390-0802</td> <td>松本市旭2-11-66</td> <td>0263-32-1815</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部321	026-243-7789	松本盲学校	390-0802	松本市旭2-11-66	0263-32-1815
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話												
長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部321	026-243-7789												
松本盲学校	390-0802	松本市旭2-11-66	0263-32-1815												
窓 口	<p>○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4</p>														

4 ろう学校		(聴覚障害児)													
内 容	<p>聴覚障害児のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。</p> <p>高等部においては、被服、産業工芸の知識、技能の習得に必要な教育を行います。また、高等部専攻デザイン工学科（松本ろう学校設置）においてはコンピュータ技術の習得に必要な教育を行います。</p>														
対 象 者	<p>聴覚障害のある幼児・児童・生徒で、ろう学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。</p>														
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野ろう学校</td> <td>380-0803</td> <td>長野市三輪1-4-9</td> <td>026-241-5320</td> </tr> <tr> <td>松本ろう学校</td> <td>399-0021</td> <td>松本市寿豊丘820</td> <td>0263-58-3094</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	長野ろう学校	380-0803	長野市三輪1-4-9	026-241-5320	松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘820	0263-58-3094
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話												
長野ろう学校	380-0803	長野市三輪1-4-9	026-241-5320												
松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘820	0263-58-3094												
窓 口	<p>○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4</p>														

## 5 病弱養護学校

(病弱児・身体虚弱児)

内 容	<p>病弱児・身体虚弱児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害の状態を改善又は克服するために必要な知識、技能を修得するための学校です。</p>															
対 象 者	<p>慢性の胸部・心臓・腎臓等の疾患により、病弱養護学校が併置されている医療機関で6ヶ月以上の医療又は生活規制を必要とする者。</p>															
対象施設	<table border="1" data-bbox="343 660 1385 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 660 572 754">学 校 名</th> <th data-bbox="572 660 724 754">郵便番号</th> <th data-bbox="724 660 1169 754">住 所</th> <th data-bbox="1169 660 1385 754">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 754 572 848">若槻養護学校</td> <td data-bbox="572 754 724 848">381-0085</td> <td data-bbox="724 754 1169 848">長野市上野2-372-2</td> <td data-bbox="1169 754 1385 848">026-295-5060</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 848 572 943">寿台養護学校</td> <td data-bbox="572 848 724 943">399-0021</td> <td data-bbox="724 848 1169 943">松本市寿豊丘811-88</td> <td data-bbox="1169 848 1385 943">0263-86-0046</td> </tr> </tbody> </table>				学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	若槻養護学校	381-0085	長野市上野2-372-2	026-295-5060	寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘811-88	0263-86-0046
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話													
若槻養護学校	381-0085	長野市上野2-372-2	026-295-5060													
寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘811-88	0263-86-0046													
窓 口	<p>○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 72-2101 内線604</p>															

# 10. 関係施設 (平成30年8月1日現在)

## 1 障害者総合支援法関係施設 (諏訪郡内のみ記載)

### (1) 障害者支援施設 (入所)

障害者の方に施設入所支援（主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等）を行うとともに、生活介護を行う施設です。

名称	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
霧ヶ峰療護園	392-0008	諏訪市上諏訪角 間沢東13338-122	(福)横浜社会 福祉協会	50	53-8240	53-8243	生活介護 短期入所
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	80	62-7088	62-7062	生活介護 短期入所
精明学園	391-0212	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	60	72-6212	72-3945	生活介護 短期入所
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう 信濃会	50	79-6606	79-6607	生活介護 短期入所

### (2) 障害福祉サービス事業所

#### ○居宅介護 (ホームヘルプ)

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(※茅野市内のみ掲載)

名称	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	備考
桜ハウス障害者訪問 介護事業所	391-0013	茅野市宮川 4900-4	(株)タカネヒュー マンサポート	75-5720)	重度訪問介護
茅野市社会福祉協議 会 居宅介護支援事 業所	391-0002	茅野市ちの 2-5-45	(福)茅野市社会福 祉協議会	82-0211	重度訪問介護
支援センターつばめ	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう SUWA	75-5296	重度訪問介護
介護センター こすもす	391-0013	茅野市宮川 5010-20	(有)こすもす	73-7382	重度訪問介護
ニチイケアセンター すわ	391-0013	茅野市宮川 4245-1	(株)ニチイ学館	82-5183	重度訪問介護

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	備考
ニチイケアセンター 茅野	391-0002	茅野市塚原 2-4-23 柳沢ビル 3 階	(株)ニチイ学館	73-7591	重度訪問介護
エコタウンケア センター	391-0013	茅野市宮川 11400-1	(株)エコタウン信州	75-2530	重度訪問介護

## ○グループホーム

共同生活援助（障害者グループホーム）・・・地域において共同生活を営むのに支障のない身体、知的及び精神障害者の方に対し、主として夜間に、共同生活上の援助を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	備考
虹の家	394-0085	岡谷市長地小萩 1-10-18	(福)有倫会	20	26-7533	精
虹の家 GH・CH なないろ	394-0089	岡谷市長地出早 2-15-38	(福)有倫会	10	27-3898	精
この街ホーム	392-0012	諏訪市四賀普門寺 212	(福)この街福祉会	7	54-1654	知
グリーンサム	391-0301	茅野市北山 5522-448	(福)清明会	4	67-4566	知
富士見町グル ープホーム	399-0102	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	6	67-4566	知
ひまわり ハウス横内	391-0001	茅野市ちの 2943-2	(NPO)やまびこ会	5	72-3341	精
悠楽	391-0105	原村 9448-1	(福)りんどう信濃会	5	79-6606	知
あかり	391-0108	原村中新田 13417-1	(福)りんどう信濃会	5	79-6875	知
グローブホーム	392-0012	諏訪市四賀 2120-1	(株)グローブ	10	55-4164	知
ゼノン	394-0044	岡谷市湊 5-9-1	(福)エリア創星会	5	78-8089	身知精
ふくろうの家	392-0012	諏訪市四賀 2920-6	(NPO) ふくろう SUWA	6	56-2960	身知精
つばさの家 小口	394-0022	岡谷市銀座 1-3-10	(福)つばさ福祉会	7	24-5533	知
つばさの家 小井川	394-0022	岡谷市赤羽 3-12-80	(福)つばさ福祉会	5	24-5522	知
つばさの家 下諏訪	393-0000	下諏訪町湖浜 6182-6	(福)つばさ福祉会	6	28-5522	知

名 称	郵便	所在地	設置主体	定員	電話番号	備考
やまぼうし	391-0012	茅野市金沢 4526-6	(福)愛泉会	6	82-3048	知
はなみずき	391-0012	茅野市金沢 4526-1	(福)愛泉会	6	72-6393	知
CH ここんち	391-0215	茅野市中大塩 20-28	(福)この街福祉会	6	82-0650	知
ケアホーム あおぞら	392-0027	諏訪市湖岸通り 1-19-7	(NPO) たんぼぼのおうち	5	52-7806	知
サーマウント 月岡	392-0016	諏訪市豊田 96	(有) 月岡ケアサービス	6	57-5535	知精
さくら	392-0015	諏訪市中洲 2577-2	(福)この街福祉会	4	54-7607	身知精
森の工房 あかね舎 グループホーム	392-0015	諏訪市中洲 2532-8	(NPO)ふおれすと	6	78-3170	知精

## ○短期入所

居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	定員	電話 番号	FAX	備考
霧ヶ峰療護園	392-0008	諏訪市大字上諏訪 字角間沢東 13338-12	(福)横浜社会 福祉協会	4	53-8240	53-8243	身
精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	10	72-6212	72-3945	知精児
信濃医療福祉 センター	393-0093	下諏訪町社字花田 6525-1	(福)信濃医療 福祉センター	2	27-8414	27-7936	児
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	4	62-7088	62-7062	知
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう 信濃会	4	79-6606	79-6607	知児
つばさの家	394-0022	岡谷市銀座 1-3-10	(福)つばさ 福祉会	1	24-5533	24-5581	身知精
ラビッツ	394-0044	岡谷市湊 5-9-1	(福)エリア 創星会	6	78-8089	78-8098	身知精

## ○生活介護（通所）

常時介護を必要とする障害者の方に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会等を提供します。

名称	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
多機能型施設 モモ	399-0013	茅野市宮川 3247-1	(福)この街 福祉会	15	73-8445	73-8445	多機能：就労 継続 B 型
エコファおかや	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO) 岡谷 市手をつな ぐ育成会	6	23-8090	23-8033	多機能：就労 継続 B 型
希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明 町 4-11-14	(福)つばさ 福祉会	10	22-5874	23-6864	多機能：就労 継続 B 型
霧ヶ峰療護園	392-0008	諏訪市上諏訪角 間沢東 13338-12	(福)横浜社 会福祉協 議会	50	53-8240	53-8243	短期入所・施 設入所支援
この街学園	391-0012	茅野市金沢御狩 野5771-4	(福)この街 福祉会	20	70-0532	79-5503	多機能：就労 継続 B 型
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	94	62-7088	62-7062	短期入所 施設入所支援
精明学園	391-0212	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	80	72-6212	72-3945	短期入所 施設入所支援
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんど う信濃会	60	79-6606	79-6607	短期入所 施設入所支援
ふくろう玉川	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう SUWA	10	55-5484	55-5584	多機能：就労 継続支援 B 型
重症心身障害 児通園事業もあ	393-0093	下諏訪町社花田 6525-1	(福)信濃医 療福祉セ ンター	5	27-8414	27-7936	短期入所 療養介護
第2この街学園	393-0000	下諏訪町字湖浜 6129-7	(福)この街 福祉会	16	27-8974	27-8975	多機能：就労 継続支援 B 型
働くぞうさん、 介護のぞうさん	399-0211	諏訪郡富士見町 字長尾根 1438-1	(株) ぞうさん	6	78-3264	78-3264	多機能：就労 継続支援 A 型
生活支援事業所 ゆらり	393-0043	諏訪郡下諏訪町 東四王 5608-16	(一社) ゆらゆら	10	55-6852	55-4791	多機能：自立 訓練（生活訓 練）
森の工房 あかね舎	392-0015	諏訪市中洲 5244-2	(NPO)ふお れすと	10	78-8403	52-8404	多機能：就労 継続支援 B 型
ツバキハウス	394-0027	岡谷市中央町 3- 5-5	(福)エリア 創星会	10	78-7611	78-7612	多機能：就労 継続支援 B 型

## ○就労移行支援（通所）

就労を希望する障害者の方に、一定期間にわたり就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	定員	電話 番号	FAX	備考
諏訪市福祉作業所「さざ波の家」	392-0007	諏訪市清水 3-3663	(福)諏訪市社会福祉協議会	10	52-3649	52-3649	多機能：就労支援 B 型
希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明 町 4-11-14	(福)つばさ福祉会	6	22-5874	23-6864	多機能：生活介護、就労支援 B 型
SAKURA 岡谷センター	394-0028	岡谷市本町 1 丁目 5-6 山崎ビル 1 階	(株)総合キャリアトラスト	20	21-1380	21-1381	
工房エリア 下諏訪	393-0047	下諏訪町字 上赤砂 4350 番地 8	(福)エリア創星会	6	75-2187	75-2188	多機能型：就労継続支援 B
ソレイユ	394-0011	岡谷市長地 小萩 3-1-20	(福)有倫会	6	75-5235	75-5235	多機能：就労継続支援 B 型

## ○就労継続支援 A 型・B 型（通所）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。

区分	名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	定員	電話 番号	FAX	備考
A	(株)あやめ	392-0131	諏訪市大字 湖南 1355-1	(株)あやめ	20	78-9997	78-4155	
A	(株)グローブ	392-0015	諏訪市中洲 福島 5689-2 相沢ビル 1F	(株)グローブ	20	55-4164	55-5235	
A	働くぞうさん、 介護のぞうさん	399-0211	諏訪郡富士見 町字長尾根 1438-1	(株)ぞうさん	14	75-5425	57-9580	多機能：生活介護
A	働くぞうさん 茅野	391-0005	茅野市仲町 4- 4 マスノエン ビル 2F 南		15	75-5425	72-5426	
A	(ベーカリー ぞうさん)	391-0002	茅野市塚原 2- 2-1 竹村ビル 1F 東		15	75-2970	75-2977	
A	(ぞうさん バンビーニ)	391-0002	茅野市塚原 2- 5-45 ひと・ま ちプラザ 1F		15	78-6607	78-6607	



区分	名称	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
A	就労継続支援 A型事業所 「Jumpin'」	399-0214	諏訪郡富士 見町落合 9467-3	(福)清明会	20	78-8823	78-8824	
A	きぼう	392-0027	諏訪市湖岸 通り 3-8-3	(株)きぼう	20	78-3397	78-3398	
A/B	アイ福祉 サービス	394-0004	岡谷市神明 町 4-38-5	(株)ひまわ り福祉サー ビス	A:10 B:10	78-3930	78-3931	多機能
B	多機能型施設 モモ	399-0101	富士見町境 7230-1	(福)この街 福祉会	20	64-2196	64-2196	多機能:生活介護
B	(びっぴ)	399-0101				65-3022	65-3022	
B	(びっぴ分室)	399-0101				富士見町境 7856-5		
B	エコファおかや	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO)岡谷 市手をつな ぐ育成会	30	23-8090	23-8033	多機能:生活介護
B	希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明 町 4-11-14	(福)つばさ 福祉会	20	22-5874	23-6864	多機能:生活介護
B	ソレイユ	394-0084	岡谷市長地 片間町 2-2-1	(福)有倫会	20	75-5235	75-5235	
B	諏訪市福祉作業 所「さざ波の家」	392-0007	諏訪市清水 3-3663	(福)諏訪市 社会福祉協 議会	20	52-3649	52-3649	多機能:就労移行
B	ひまわり作業所	391-0013	茅野市宮川 4414-2	(NPO)やま びこ会	20	73-2334	73-2334	
B	八ヶ岳福祉農園	391-0216	茅野市米沢 3889-2	(NPO)八ヶ 岳福祉農園	20	82-4831	82-4831	
B	あおぞら工房 諏訪	392-0027	諏訪市湖岸 通り 5-8-8	(福)この街 福祉会	26	57-7130	57-7144	
B	はたらっき	394-0034	岡谷市湖畔 1-13-16	(NPO) SUWAN	10	78-7378	78-7378	
B	あすなろ センター	391-0002	茅野市塚原 1-15-30	(福)茅野市 社会福祉協 議会	25	72-7972	75-0180	

区分	名称	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
B	ふくろう玉川	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう SUWA	10	55-3490	55-3490	多機能:生活介護
B	第2この街学園	393-0000	下諏訪町湖 浜6129-7	(福)この街 福祉会	10	27-8974	27-8975	多機能:生活介護
B	ひまわり福祉 サービス	391-0021	諏訪市上川 1-1662	(株)ひまわ り福祉サー ビス	20	54-2264	54-2265	
B	森の工房 あかね舎	392-0015	諏訪市中洲 福島5244-2	(NPO)ふお れすと	10	78-8403	78-8404	多機能:生活介護
B	工房エリア 下諏訪	393-0047	下諏訪町上 赤砂4350番 地8	(福)エリア 創星会	14	75-2187	75-2188	多機能型:就労移 行支援
B	ハンディサポー トきらら	392-0021	諏訪市上川 2-2153-7	(NPO)ハン ディサポー トきらら	20	55-2847	55-2847	
B	ひだまり作業所	394-0081	岡谷市長地 権現町4-11- 50	(福)岡谷市 社会福祉協 議会	20	24-4633	24-4633	
B	ツバキハウス	394-0027	岡谷市中央 町 3-5-5	(福)エリア 創星会	10	78-7611	78-7612	多機能:生活介護
B	うぐいすの森	392-0013	諏訪市沖田 町 4-2-1	(医)こまく さ会	20	75-1212	75-1222	

### ○地域活動支援センター（通所）

障害者の方に、創作的活動又は生産活動の機会や、社会との交流の場を提供します。

名称	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
ひまわりの里	391-0013	茅野市宮川 4292-13	(NPO) やまびこ会	20	82-0035	73-2334	

### (3) 相談支援事業所

障害者や障害児からの相談を受け付けます。加えて、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、サービスを利用する際の計画作成や連絡調整を行います。指定一般相談支援事業所は、施設や病院から地域生活に移行するための支援を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	特 定	障 害 児	一 般
ふくろう相談支援センター	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう S U W A	75-5296	●		●
指定相談支援事業所 精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	78-6682	●	●	
茅野市社会福祉協議会 相談支援事業所	391-0002	茅野市塚原 1-15-30	(福)茅野市社会福祉協議会	72-7972	●	●	
指定特定相談支援事業所 ひまわり作業所	391-0013	茅野市宮川 4414-2	(NPO)やまびこ会	73-2334	●		
この街相談支援センター	392-0015	諏訪市中洲 2710-5	(福)この街福祉会	54-1654	●	●	●
諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス	392-0024	諏訪市小和田 19-3	(一社)諏訪圏域障がい者相談支援センター	54-7713	●	●	●
つばさ相談支援センター	394-0004	岡谷市神明町 4-11-14	(福)つばさ福祉会	22-5874	●	●	●
エコファ相談支援事業所	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO)岡谷市手をつなぐ育成会	23-8090	●	●	●
ゆらり相談支援センター	393-0081	下諏訪町杜東町 9-8	(一社)ゆらゆら	090-4462 -5190	●	●	
ひまわり相談支援センター	394-0004	岡谷市神明町 4-13-2	(株)ひまわり福祉サービス	21-1807	●		
相談支援事業所にじのわ	392-0001	諏訪市大和 2- 4-2	(株)向日葵	080-1201 -0008	●	●	
相談支援事業所くるみ	394-0027	岡谷市中央町 3-5-1	(一社)くるみ	78-9515	●	●	
相談支援事業所 ロンド岡谷	394-0027	岡谷市中央町 3-5-5	(福)エリア創星会	75-1980		●	
障害者支援施設はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう信濃会	79-6606	●	●	

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	特 定	障 害 児	一 般
社会福祉法人清明会 しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	62-7088	●		
岡谷市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	394-0081	岡谷市長地権 現町 4-11-50	(福)岡谷市社会福祉協議会	24-2121	●	●	
(福)下諏訪町社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	393-0092	下諏訪町 162 番地 4	(福)下諏訪町社会福祉協議会	27-7396	●		
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	399-0211	富士見町富士 見 8988-1	(福)富士見町社会福祉協議会	78-8987	●		
相談支援事業所 信濃医療福祉センター	393-0093	下諏訪町社花 田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	27-8414	●	●	

## 2 身体障害者社会参加支援施設

### (1) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物が利用できます。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX
上田市点字図書館	386-0014	上田市材木町1-2-5	(福)長野県身体障害者福祉協会	0268-22- 1975	0268-22- 1971
日本点字図書館	169-8586	東京都新宿区高田馬場 1-23-4	(福)日本点字図書館	03-3209- 0241	03-3204- 5641

### (2) 聴覚障害者情報提供施設

手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行うほか、手話通訳の派遣、相談等を行う施設です。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX
長野県聴覚障害者情報センター	381-0008	長野市下駒沢586	長野県	026-295- 3530	026-295- 3567

### 3 児童福祉施設（諏訪郡内のみ記載）

#### (1) 福祉型児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
児童発達支援センター この街きっず学園	392-0012	諏訪市四賀 338-7	(福)この街福祉会	35	58-2343	58-2349	多機能： 保育所等 訪問支援

#### (2) 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
信濃医療福祉センター	393-0093	下諏訪町社花田 6525-1	(福)信濃医療福祉センター	113	27-8414	27-7936	肢体：60 重心：60

#### (3) 児童発達支援事業

肢体不自由のある児童を指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
重症心身障害児通園事業 もあ	393-0093	下諏訪町社花田 6525-1	(福)信濃医療福祉センター	5	27-8414	27-7936	
WAKUWAKU すたじお	392-0027	諏訪市湖岸通り 五丁目19番15号	(一社) WAKUWAKU PROJECT JAPAN	10	75-1226	75-1226	多機能： 保育所等 訪問支援

#### (4) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ（乳児を除く。ただし、安定した生活習慣の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）これを養護し、併せて退所した者に対し相談その他の自立援助を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX	備考
つつじが丘学園	394-0048	岡谷市川岸上 4-12-51	(福)つるみね福祉会	50	22-2574	22-8900	

## (5) 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX
重症心身障害児通園事業 もあ	393-0093	下諏訪町社花田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	5	27-8414	27-7936
放課後等デイサービス「ふ〜もん」	392-0012	諏訪市大字四賀388-7	(福)この街福祉会	10	78-1565	58-2349
Rond岡谷	394-0027	岡谷市中央3-5-5	(福)エリア創星会	10	75-1980	75-1980
こどもプラス諏訪	392-0015	諏訪市南町1-1	(株)あやめ	10	78-8850	78-8801
わくわくステーション	394-0044	岡谷市湊五丁目13-7	(特)ともそだちプラネット	16	55-6302	
放課後のぞうさん	391-0115	諏訪郡富士見町富士見字長尾根1438-1	(株)ぞうさん	10	78-3264	78-3264
ひなたぼっこ	399-0214	諏訪郡富士見町落合11072-4	(福)ひなたぼっこ	10	75-1261	75-1262
にじのわスマイル	396-0621	諏訪市高島3-1405-11	(株)向日葵	10	55-5240	55-7482
ゆりかもめ	391-0001	茅野市ちの3499-1	(一社)日本発達支援センター	10	78-3154	

## (6) 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校等に在籍している障害のある児童に対し、集団生活適応のための訓練等や、障害児の通所する施設のスタッフに対して支援方法等の指導等を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX
児童発達支援センターこの街きっず学園	392-0012	諏訪市四賀338-7	(福)この街福祉会	-	58-2343	58-2349
WAKUWAKUすたじお	392-0027	諏訪市湖岸通り五丁目19番15号	(一社)WAKUWAKU PROJECT JAPAN	-	75-1226	75-1226
信濃医療福祉センター保育所等訪問支援事業	393-0093	下諏訪町社花田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	-	27-7936	27-7936

## 4 その他の施設（諏訪郡内のみ記載）

### （1）救護施設

生活保護等の方で、身体上又は精神上的の著しい障害のために日常生活を営むことが困難な方が、援助を受けながら生活する施設です。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	定員	電話番号	FAX
八ヶ岳寮	391-0012	茅野市金沢 4518-1	諏訪広域連合	124	72-6211	72-6199

# 11. 主な障害者関係団体

(平成30年8月1日現在)

団体名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号
茅野市手をつなぐ育成会	戸川 榮司	391-0011	茅野市玉川1674-4	0266-73-5722
茅野市視覚障害者福祉協会	小平 嘉清	391-0211	茅野市湖東5032	0266-77-2377
茅野市聴覚障害者協会	金井 秀雄	391-0013	茅野市宮川5000	0266-72-0813
茅野市社会福祉協議会	金田 照俊	391-8501	茅野市塚原2-6-1	0266-73-4431
社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会	飯沼 勝浩	380-0928	長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内	026-228-0317
長野県手をつなぐ育成会	中村 彰	380-0928	〃	026-227-6811
長野県肢体不自由児者父母の会連合会	浅井 茂	380-0928	〃	026-224-2827
社会福祉法人長野県社会福祉協議会	腰原 愛正	380-0928	〃	026-228-4244
社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会	中山 吉泰	390-0802	松本市旭2-11-39	0263-32-5632
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	井出 萬成	381-0008	長野市下駒沢586	026-295-3612
社団法人長野県知的障がい福祉協会	宮下 智	380-0928	長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内	026-225-0704
長野県手話サークル連絡会議	尾曾 共春	399-4601	長野市三輪9-26-1綿貫方	026-241-7484
日本筋ジストロフィー協会長野県支部	牧島 千広	386-1102	上田市上田原1205-8	0268-22-6152
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会	三村 一郎	381-0008	長野市下駒沢586	026-295-3661



## 12. 各種相談窓口

1 職業相談室	
相談日	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで
場所	茅野駅前 ベルビア2階
窓口	職業相談室 TEL 72-2029

2 心配ごと相談	
相談日	毎週金曜日 午前9時～正午まで
場所	茅野市ひと・まちプラザ 2階 茅野市社会福祉協議会相談室
窓口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431

3 結婚相談	
相談日	毎月第1・第3土曜日 午後1時～午後4時まで 第2・第4金曜日 午後6時30分～午後8時30分まで
場所	茅野市ひと・まちプラザ 2階 茅野市社会福祉協議会相談室
窓口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431

4 司法書士の法律相談	
相談日	毎月第2水曜日 午後3時～午後5時まで (要相談・相談時間1人40分)
場所	茅野市ひと・まちプラザ 2階 茅野市社会福祉協議会相談室
窓口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431

5 法律相談	
相談日	毎月第1火曜日 午後1時～午後5時まで<事前申し込みが必要>
場所	茅野市役所
窓口	○市民課 市民係 TEL 72-2101 内線256

## 障害福祉のしおり

平成 30 年 9 月発行

編集・発行 茅野市 地域福祉課 障害福祉係  
〒391-0002  
長野県茅野市塚原二丁目6番1号  
電話 (0266) 72-2101  
FAX (0266) 73-0391

